

障害のある子どもの就学手続きに関する国際比較

- 国連障害者の権利条約検討の動向に関連して -

企画部国際比較

国際比較研究対応チーム

I. はじめに

「国連障害者の権利条約」とは、国際連合で検討されている「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約」のことである。

国連総会決議 56/168「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約」（2001年12月19日採択）によって、国際条約についての諸提案を検討するための特別委員会設置が承認された。翌年の7月29日に、第1回アドホック委員会が開催され、継続的にその草案が検討されている。

2005年8月1日より12日にかけて、ニューヨークにある国連本部で、第6回の委員会が開催された。今後も草案の各条文に関する政府間での議論、さらに非政府機関からの意見表明を踏まえ、草案が検討される予定となっている。

条約草案は、「目的」「一般原則」など25条からなるもので、障害のある人が生活していく上でのあらゆることが取り上げられている。

教育に関する条文は、第17条で、①教育の権利を認め、機会の平等を基礎として、個別に応じた教育を目指すものとされている。また、②地域社会においてインクルーシブかつ利用可能な教育を選択できることが示されていて、その点は「選択できる」なのか「選択できる権利がある」「利用することができる」かが議論されている。このあたりの表現の微妙な違いが大きな論点になっている。

さらに、③一般教育制度が障害のある人のニーズを十分に満たしていない場合には、特別の又は代替的な学習形態を確保することが示されている。「確保する」か、努力義務規定である「確保するように努める」か、また、この「学習形態」については、「教育形態」ではなく、どちらが適切かについて議論されている。¹⁾

そこで、本研究の目的は、我が国における今後の障害のある子どもの就学手続きに関する議論に資するため、主要国の制度や取組について整理し、今後の我が国の障害のある子どもの就学の在り方について検討することである。

II. 比較調査の概要

1. 調査対象国

日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ、大韓民国、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの11の国とした。

2. 調査方法

国立特殊教育総合研究所の研究者で、対象国ごとの対応チームを編成した。そして、調査項目について既存の情報や新たな情報収集によって、調査回答を作成し整理検討した。

3. 調査項目

根拠となる法的規定を明示しながら、以下の事項について、記述するよう調査を行った。

- 障害のある子どもの就学先決定までの手続きの流れについて。
- 障害のある子どもの就学先の決定権者は誰か。
- 障害のある子ども及び保護者の希望をどのように取り入れているのか。
- 就学先の決定権者と障害のある子ども及び保護者の希望が異なる場合には、どのような調整のシステムがあるか。

III 調査結果の概要

調査結果の概要について表1. に示した。各国ごとに、下記の項目でその要点をまとめた。まとめの項目としては、①「就学先」であり、障害のある子どもの就学先を検討する際に、どのような選択肢があるかについてまとめた。通常の小学校か、特別学校か、また特別学級があるかである。②「判断基準」であり、特別学校や特殊学級がある場合に、そこへの就学が適切であると判断する根拠となる法令等があるかについてまとめた。③「検討体制」については、就学先を検討する際にどのような専門家がどのような会議で検討するかについてまとめた。④「検討方式」は、就学決定までに手続き、どのような対応が取られるかをまとめた。⑤「決定主体」は、障害のある子ども就学に

表 1. 障害のある児童生徒の就学について(要点整理)

項目	日本	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	アメリカ	大韓民国
① 就学先	小・中学校(通常の学級、特 殊学級)が、盲・聾・養 護学校	通常の学校か、特殊教育学校	通常の学校か特殊学 校	厚生省系特殊教育機関およ びサードセクター系特殊教育学校、特 殊学級、通常学級	国立あるいはコムネエ立の小・中学校 養護学校はなく、私立の盲学校、聾学校 (25校)が残存する	通常の学級から寄宿制の 特殊教育学校まで(サード セクター系)	一般学校(第1号)、特殊学級(第2号)、 特殊教育学校(第3号)、他の市・道に所在 する特殊教育学校(第4号)
② 判断基準	学級法施行令に定める心 身の故障の程度	基準となる障害の程度の記述はな い	健康診断の結果によ り、医師等の判断	明確な基準はない 障害認定基準を参考に	国として特殊学校及び特殊学級が廃止さ れたので、学校の種別等を判断する基準 はない	個別教育計画(IEP)に記載 されたニーズに対応する支 援	特殊教育対象者の障害程度(特殊教 育振興法施行令第10条第2項)等が基 準
③ 検討体制	専門窓(必須・政令18条の 2)市町村教育委員会に置 かれる就学指導委員会(設 置、メンバー構成ともに任 意)	判定書(statement)を作成する際 には、保護者(本人)、教育関係者 (校長)、医学、心理学、社会福祉 などの専門家のチームで対応をす る。その中に、学校決定の要素が 含まれる	正確な情報はないが、 医師、専門家、教師、 保護者による話し合い が行われる	医学、教育学、社会学の専 門家からなる調査チームが 調査を行う	①オレゴン・インターグループ(1983年教育法第258 号) ②教育行政区・教育機関の作業グループ(1992年法律 第104号) ③G.H.L. (統合教育のための県作業グループで、統合 教育及び教員研修、支援教師の配置等に関する教育 長の諮問機関)、 ④QLP (県団体合同作業グループで、教育長への助 言・提案及び各学校への助言、コメンタリー及びUSLと協力 する)がある。	IEP 会議を構成するメン バー(担任、特殊教育担当 者、両親、教育委員会そ の他関係や教育委員会が適 切と認めたものなど)	特殊教育を受けることを希望する児童 の保護者は「特殊教育対象者認定・ 配置申込書」とともに「障害者証明書」・ 「障害者登録証」写本、医師の診断書ま たは学校長意見書等の(特殊教育振 興法施行規則第13条)を添え、教育委 員会(高等学校課程、特別市・広域市・ 道教委)または教育長(中学校課程以 下:地教委)に「申請」する
④ 検討方式	法令で定めはなく、通知 若しくは手引きでのガイドラ インがある	保護者の希望を聞いて、地方教育 局が調整し、相互の合意形成を行 う	話し合いでできる	通学校へ就学、保護者が直接学 校に就学の希望を出し、学校長が判 断し、その校長が、就学は難しいと申 断し出、特殊教育は、特殊教育委員会 に申し出、特殊教育委員会が、別の措置 を考える	動態機能プロフィール(PDF)及び個別教育計画(IEP)の 作成・更新・検証は、新学期開始後、校長、担任教 師、支援教師、USLの専門家、市の教育補助員により 構成されるオレゴン・インターグループ(少なくとも年3 回)の専門家ミーティングで行われる。PDFとIEPの作 成及び検証については家族が参加する	IEP 会議によって	認定は「診断・評価(diagnosis & evaluation)」、「審査(judgment)」、「選 定(selection)」の各段階を辿って実施 される
⑤ 決定主体	都道府県教育委員会(学教 法施行令)、市町村教育委員会(学教法 施行令)	保護者や本人の意見がかかり尊重 されているが、最終的には地方教 育局	保護者の意向を踏まえ 最終的に教育委員会 が判断する	県特殊教育委員会、区特殊 教育委員会	障害者としてサービスを利用するかに ついては、障害の認定を含め家族の申請に基 づき、学校が判断する	IEP会議で決定されるが、学 校区が基本的には提案する	「市・道または市・郡・区」特殊教育運 営委員会(審査の結果により、教育 委員会)または教育長(特殊教育対 象者を最終「認定」する)(特殊教育振興 法第10条第2項)
⑥ 就学事務の 所管	盲・聾・養護学校は都道府 県の教育委員会、小中学校 は、市町村の教育委員会	地方教育局	各州に1つ以上の課があり、 NRW州では5つの課が あり、課長はケルン市市はケル ン市の教育委員会が対応してい る。	県特殊教育委員会(厚生省 関係のサービス判断) 区特殊教育委員会(教育関 係のサービス判断)	県の教育委員会Provveditorato agli Studi	Local Educational Agency (学校区等の地域の教育委 員会)	市・道(または市・郡・区)特殊教育運 営委員会
⑦ 不服申し立 て	手続きに特化した不服申立、 査制度なく、一般制度(行審 法又は行訴法)が対応する 可能性がある	就学手続きについての不服申立、特 定内容についての不服申立、特 別な教育的ニーズ調停機関the Special Educational Needs and Disability Tribunalがある	不服申立はできる。障 害に特化したものでな く、一般制度として、不 服申立立てが可能	就学先の通知から1ヶ月以 内で、委員会に対しての無 料の上訴。また、その通知 から2ヶ月以内で、障害者訴 訟裁判所へ不服申立が可能	県府のプログラム協定(連携の役割分担 会)において、利用者がサービス内容の不 満について指摘する必要がある場合に、 ①市民弁護(Difensore Civico)制度のある市の 職務や市民弁護制度のない市の義務へ、 ②県の義務や市民弁護制度のない市の義務に 関しては、県の市民弁護機関に申し立てる。当 該弁護機関は、それを監督組織に通知する。	IEP作成過程での調整一職関 全一裁判。保護者は決定に対し 職関全で異議を申し立てる権利 を持っている。もし、そのヒア リングの結果に満足できない場 合には、法廷に持ち込むこと ができる	審査結果に対して異議がある場合に は、決定から60日以内にその再審を 請求できる
⑧ 検討期間	法令としては、入学年の前 年11月初めから1月31日ま での3ヶ月間	通判は、入学の10ヶ月前に希望を出 し、手続きが始まる。判定書がある場合 は、学校の変更は1年前に希望を述べ る必要がある(学訓に連する前に教育 サービスを受けている場合がある)	健康診断の結果、個別 に対応している	検討する期間については明 確でないが、特殊教育委員 会で検討されないで、通常 学校に就学するケースがあ る。	障害の証明は入学前に保護者が申請。機 能診断(DF)は、USLが入学登録から45日 以内に作成。動態機能プロフィール(PDF) は11月15日まで校長が決定。(新学期は 9月)	特 にない。IEPは最低限年1 回は見直しされるが、適切と 認められれば、いつでも開 催を請求できる	法令では、各市・道等の特殊教育運 営委員会が定めるとされている
⑨ 就学の状況	盲・聾・養護学校 0.48% 特殊学級 0.83% 通級による指導 0.33% LD等の可能性 6.3%	特殊教育学校 1.06% 特殊教育学級は基本的にはない 判定書のある子ども、2004年 3%、そ のうちの60%は通常の学校、2004年で 14.4%の子どもの判定書がなくSENが ある	国としてのデータは不 明 NRW州では特殊教育 学校、約4% (2000年)	特殊教育学校は、1.2% (1999- 2000)義務教育を受けていない 幼児教育 0.92%、 初等教育 2.12% 特殊教育 2.60%、 後期中等教育0.95% 特殊教育学級は、1.3% (1999- 2000)	特殊教育学校は、0.510% (1996-97) 特殊教育学級は、0.32% (2003.4) ある児童生徒の割合は、 11.257% (2001-02)、	特殊教育学校は、0.510% (1996-97) 特殊教育学級は、0.32% (2003.4) ある児童生徒の割合は、 11.257% (2001-02)、	特殊教育学校は、0.29% (2003.4) 特殊教育学級は、0.32% (2003.4) 「特殊教育対象者の一般学級配置」 は、0.02% (2003.4)
					* イタリアは、特殊教育学校がなく、記述 内容は他の国とは異なる。		

表2. 障害のある児童生徒の就学の状況

区分 国名	特別な教育サービス を受けている割合	左のうち特殊教育 諸学校在籍者の割合	備考
日 本	1. 6 %	0. 4 8 %	2004 年度
イギリス	3. 0 % ※1	1. 0 6 %	2004 年度
フランス	数値不明	1. 2 0 %	1999 年度
ド イ ツ	数値不明	4. 0 0 %	※2
イタリア	1. 6 8 %	数値不明	2001 年度 幼児教育か ら後期中等 教育までを 含む
アメリカ	1 1. 3 %	0. 5 0 % ※3	2001 年度
韓 国	数値不明	0. 2 9 %	2003 年度

注：※1は「判定書」を有する児童生徒の割合であり、これに加え、14.4%の児童生徒が「判定書」を有さないものの、特別な教育的ニーズがあるため、特別な教育的サービスの対象となっている。
 ※2はノルトライン・ヴェストファーレン州における2000年の数値。
 ※3は推計値。

について検討した場合に、最終的な判断を行う主体について整理した。⑥「就学事務の所管」は、就学事務手続きに責任を有する組織である。⑦「不服申し立て」については、就学先の決定に対して、保護者又は行政担当者が不服申し立てが可能か否かをまとめた。⑧「検討期間」は、障害のある子どもが就学する時点よりどれぐらい前に、どれぐらいの時間をかけて検討されるかについてまとめた。⑨「就学の状況」は、特別学校等の在籍率を整理した。

なお、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの情報については、それぞれの国ごとの概要に記載した。

1. 就学先

イタリアを除く各国においては、特殊教育学校が存在している。イタリアには、制度的に公立の特殊教育学校がなく、私立の盲学校及び聾学校が存在するのみとなっている。フランスにおいては、特殊教育学校のほか、厚生省管轄の特別な機関が存在している。日本、フランス、アメリカ（州による）及び韓国においては、小学校及び中学校に特殊学級の制度が存在する。

2. 判断基準

日本及び韓国においては、医学的及び教育学的基準に基

づき就学先の検討を行っている。フランス及びドイツにおいては、医学的基準を参考に就学先の検討を行っている。イギリス、イタリア及びアメリカにおいては明確な判断基準は存在しない。

3. 検討体制及び検討方式

日本、フランス、ドイツ及び韓国では、おおむね、教育、医学、福祉関係者等により構成される委員会等において就学先の検討が行われている。イギリスにおいては、地方教育局により保護者（本人）、教育、医学、心理学及び福祉関係者等の意見を聞きながら、「判定書」（Statement）が作成される。判定書の作成と併せて就学先の検討も行われている。アメリカにおいては、教員、特殊教育関係者、教育委員会等により構成されるIEP（「個別教育計画」）又は「個別家族支援計画」を作成するための委員会が、IEP等の作成と併せて就学先の検討を行う。イタリアには、就学先を検討するための組織はない（ただし、児童生徒に対する教育サービスの内容について、地域保健機構を中心とする委員会において検討を行う）。

4. 決定主体

イタリアを除く各国においては、就学先を最終的に決定するのは地方教育当局となっている。イタリアにおいては、

障害のある児童として特別な教育サービスを利用するか否かについて、障害の認定を含め、保護者の申請に基づき学校が決定している。なお、イギリスにおいては、地方教育当局が決定することとされているが、①保護者が特殊教育学校を希望するか、②その児童生徒とともに学ぶ他の児童生徒にとって適切な教育環境とならない場合のみ、小・中学校への就学しないことを決定できるようになっている。

5. 就学事務の所管

各国とも就学事務は地方教育当局（教育委員会等）が所管している。イギリス、ドイツ、イタリア及びアメリカにおいては、同一の地方教育当局が小学校・中学校と特殊教育学校を所管している。日本、フランス及び韓国においては、小学校・中学校と特殊教育学校で、それぞれの所管が異なる（日本の場合は小学校・中学校は市町村教育委員会、特殊教育学校は、主として都道府県教育委員会が所管している）。

6. 本人又は保護者の希望及び不服申し立て

本人又は保護者の希望については、各国とも、保護者の意向の把握と反映について何らかの位置づけがなされている。イギリスにおいては、判定書の案と学校のリストが保護者に郵送され、保護者が希望する学校を表明することとしている。アメリカにおいては、保護者をメンバーに含む（16歳以上の場合には本人も参加。）IEP会議において、本人及び保護者の希望を含めてIEPが作成され、就学先についてもIEPによって再確認される。IEP会議の開催は両親だけではなく学校区やその他の関係者も請求することが可能である。日本においては、各都道府県教育委員会等宛ての通知において、障害の状態に応じた教育内容等について保護者の意見を聴いたうえで就学先について総合的見地から判断することが大切であること等を示している。

保護者の不服申し立てについては、各国において、不服審査や訴訟の提起が可能となっている。イギリス、フランス及びアメリカにおいては専門の判定機関が存在する。

7. 検討期間

就学先の決定までの期間は、日本においては3ヶ月、イギリスにおいては10ヶ月等となっている。多くの国について詳細な情報がない。

8. 就学の状況

就学の状況については、表2となっている。特別な教育サービスを受けている割合が高いのはイギリスやアメリカであり、特殊教育学校である特別学校で教育を受けている割合が高いのは、ドイツ、イギリス及びフランスである。

IV 国ごとの動向と特徴

1. イギリス

就学先は小・中学校、特殊教育学校であり、地方教育当局に責任がある。就学を決定する基準となる障害の程度の記述はない。基本的には、小・中学校で教育を提供する義務が地方教育局及び学校にある。特別な教育的ニーズの特定、評価、その対応など従うべき実施規則（Code of Practice）がある。障害が明確な場合には、判定書（Statement）を作成する。その際には、保護者（本人）、教育関係者（校長）、医学、心理学、社会福祉などの専門家の意見を聞きつつ対応をする。その中に、学校決定の要素が含まれる。判定書の案と学校のリストが保護者に郵送され、保護者が希望する学校を表明することとしている。

保護者や本人の意見がかなり尊重されているが、最終的には地方教育当局が決定することとされており、①保護者が特殊教育学校を希望するか、②その児童生徒とともに学ぶ他の児童生徒にとって適切な教育環境とならない場合のみ、小・中学校への就学しないことを決定できるようになっている。

通常は、入学の10ヶ月前に希望を出し、手続きが始まる。判定書がある場合は、学校の変更は1年前に希望を述べる必要がある（年齢に達する前に教育サービスを受けている場合がある）。

就学手続きや決定内容についての不服申し立て等について、特別な教育的ニーズ調停機関（The Special Educational Needs and Disability Tribunal）がある。地方教育局が決定を行った後、2ヶ月以内に調停機関に申立を行わなければならない。

特殊教育学校の在籍率が2004年に1.10%であり、特殊教育学級は基本的にはない。判定書のある子どもについては、2004年で約3.0%、そのうち60%は通常の学校である。2004年で14.4%の子どもに判定書がなく特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs）があり、特別な教育的サービスの対象となっている。

2. イタリア

1977年法律第517号により特殊教育学校等が廃止され、就学先は国立の小・中学校である。一部私立の盲学校、聾学校（25校）が残る。国として特殊学校及び特殊学級が廃止されたので、学校の種別等を判断する基準はない。就学の手続きについては、1992年法律第104号に基づいて地域保健機構（USL）及び県の教育委員会Provveditorato agli Studiが中心となり、県ごとに定められるプログラム協定により進められる。

就学先を検討するための組織はない。障害認定は生徒が

表3. 障害のある児童生徒の就学について

項目	イギリス
①就学先の種類	小・中学校、特殊教育学校
②就学事務の所管	地方教育局
③検討体制	特別な教育的ニーズの特定、評価、その対応など従うべき実施規則 (Code of Practice)がある。障害が明確な場合には、判定書 (Statement)を作成する。その際には、保護者(本人)、教育関係者(校長)、医学、心理学、社会福祉などの専門家の意見を聞きつつ対応をする。その中に、学校決定の要素が含まれる。
④検討の際の判断基準	基準となる障害の程度の記述はない。基本的には、小・中学校で教育を提供する義務が地方教育局及び学校にある。
⑤本人又は保護者の希望	判定書の案と学校のリストが保護者に郵送され、保護者が希望する学校を表明することとしている。
⑥就学先の決定主体	保護者や本人の意見がかなり尊重されているが、最終的には地方教育当局が決定することとされており、①保護者が特殊教育学校を希望するか、②その児童生徒にとともに学ぶ他の児童生徒にとって適切な教育環境とならない場合のみ、小・中学校への就学しないことを決定できるようになっている。
⑦検討期間	通常は、入学の10ヶ月前に希望を出し、手続きが始まる。判定書がある場合は、学校の変更は1年前に希望を述べる必要がある(学齢に達する前に教育サービスを受けている場合がある)。
⑧不服申し立て	就学手続きについてや決定内容についての不服申し立て等について、特別な教育的ニーズ調停機関 (the Special Educational Needs and Disability Tribunal)がある。地方教育局が決定を行った後、2ヶ月以内に調停機関に申立を行わなければならない。
⑨就学の状況	特殊教育学校 2004年で1.10% 特殊教育学級は基本的にはない。 判定書のある子ども 2004年 3.0%、そのうち60%は通常の学校、2004年で14.4%の子どもに判定書がなく特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs)があり、特別な教育的サービスの対象となっている。

居住する地域保健機構 (USL) が行い、地域の作業グループとして、以下のものがある。

- ①オペレーティンググループ (1983年教育省令第258号)、
- ②教育行政区・教育機関の作業グループ (1992年法律第104号)、
- ③G.H.L. (統合教育のための県作業グループで、統合教育及び教員研修、支援教師の配置等に関する教育長の諮問機関)、
- ④GLIP (県団体合同作業グループで、教育長への助言・提案及び各学校への助言、コムネ及びUSLと協力する)。

また、動態機能プロフィール (PDF) 及び個別教育計画 (PEI) の作成・更新・評価は、新学期開始後、校長、担任教師、支援教師、USLの専門家、市の教育補助員により構成されるオペレーティンググループ (少なくとも年3回) の専門家間ミーティングで行われる。PDFとPEIの作成及び評価については保護者が参加する。

本人・保護者の就学に関する希望は、指導目標、学習形態、時間割、学外活動の統合、教材、通学・食事等の日常生活の補助、リハビリテーション、施設整備などについて個別教育計画に反映される。

障害者としてサービスを利用するかについては、障害の

表4. 障害のある児童生徒の就学について

項 目	イタリヤ
①就学先の種類	国立あるいはコムネ立の小・中学校 養護学校はなく、私立の盲学校、聾学校(25校)が残存する(1977年の法令で、特殊教育学校等の廃止)
②就学事務の所管	県の教育委員会Provveditorato agli Studi
③検討体制	就学先を検討するための組織はない。 教育サービスの内容を検討する委員会は、 障害認定は生徒が居住する地域保健機構(USL)。 地域の作業グループとして、 ①オペレーティンググループ(1983年教育省令第258号)、 ②教育行政区・教育機関の作業グループ(1992年法律第104号)、 ③G.H.L.(統合教育のための県作業グループで、統合教育及び教員研修、支援教師の配置等に関する教育長の諮問機関)、 ④GLIP(県団体合同作業グループで、教育長への助言・提案及び各学校への助言、コムネ及びUSLと協力する)がある。 また、動態機能プロフィール(PDF)及び個別教育計画(PEI)の作成・更新・評価は、新学期開始後、校長、担任教師、支援教師、USLの専門家、市の教育補助員により構成されるオペレーティンググループ(少なくとも年3回)の専門家間ミーティングで行われる。PDFとPEIの作成及び評価については保護者が参加する。
④検討の際の判断基準	国として特殊学校及び特殊学級が廃止されたので、学校の種別等を判断する基準はない。
⑤本人又は保護者の希望	本人・保護者の就学に関する希望は、指導目標、学習形態、時間割、学外活動の統合、教材、通学・食事等の日常生活の補助、リハビリテーション、施設整備などについて個別教育計画に反映される。
⑥就学先の決定主体	障害者としてサービスを利用するかについては、障害の認定を含め保護者の申請に基づき、学校が判断する。
⑦検討期間	障害の証明は入学前に保護者が申請する。機能診断(DF)は、USLが入学登録から45日以内に作成。動態機能プロフィール(PDF)は11月15日までに校長が決定(新学期は9月)。
⑧不服申し立て	県段階のプログラム協定(連携の役割分担合意)において、利用者がサービス内容の不実施について指摘する必要がある場合に、 ①市民弁護(Difensore Civico)制度のある市の義務については、市の市民弁護機関へ、 ②県の業務や市民弁護制度のない市の義務に関しては、県の県民弁護機関に申し立てる。当該弁護機関は、それを監督組織に通知する。
⑨就学の状況	私立の盲学校、聾学校在籍率は不明である。 教育省の2003年の統計によると、教育段階毎のハンディキャップのある児童生徒の割合は以下である。 幼児教育 0.92%、初等教育 2.12% 中等教育 2.60%、後期中等教育0.95% 全体 1.68%(138,648人)

認定を含め保護者の申請に基づき、学校が判断する。

障害の証明は入学前に保護者が申請する。機能診断(DF)は、USLが入学登録から45日以内に作成する。動態機能プロフィール(PDF)は11月15日までに校長が決定(新学期は9月)する。個別教育計画(PEI)は、入学後2ヶ月以内に学級協議会の監修により作成される。

県段階のプログラム協定(連携の役割分担合意)において、利用者がサービス内容の不実施について指摘する必要がある場合に、

①市民弁護(Difensore Civico)制度のある市の義務については、市の市民弁護機関へ、②県の業務や市民弁護制度のない市の義務に関しては、県の県民弁護機関に申し立て

る。当該弁護機関は、それを監督組織に通知する。

教育段階毎のハンディキャップのある児童生徒の在籍率は、幼児教育で0.92%、初等教育で2.12%、中等教育で2.60%、後期中等教育で0.95%、全体で1.68%である。

3. フランス

2005年2月11日の「障害者の機会、参加の権利、市民権の平等についての法律」(LOI n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées)により、全ての障害児を、その子どもの地域の通常学校に登録する(在籍させる)ことが規定され、2005年度の入学時から、適用されている。その学校ではなく、他の学校、施設に登録されるのは保護者の同意がある場合のみとなる。

ただし、実際に教育を受ける場については、これまでの特殊学校、特殊学級、特殊教育施設も、その場となるようである。

また、この法律に基づき、2006年1月から、「県障害者会館」(Maison Départementale des Personnes Handicapées -MDPH-)がつくられ、そのもとに、「障害者の権利と自立委員会」(Commission des Droits et de l'Autonomie -CDA-)と、障害者のための補償計画をつくる専門家チームがおかれる。

CDAは、これまでの県特殊教育委員会と成人のための委員会であった「職業指導・職業再配置専門委員会」(Commissions techniques d'orientation et de reclassement professionnel -COTOREP-)を統合するものである。

専門家チームは、障害者や、その親の意見に基づき、そのニーズの評価を行い、障害者のための補償計画をつくる。その評価には、教育の場についての評価も含まれる。

障害者のための補償計画のなかには、「学校教育個別計画」(le projet personnalisé de scolarisation)が含まれる。

4. フィンランド

通常の総合学校、または通常の総合学校における個々の障害の程度によって専門的な教育、特別学級や特殊学校の選択肢がある。

総合学校教育は全ての生徒に無償で提供され、各地方自治体は、その地方在住の義務教育就学年齢児童全員に、総合学校教育を受ける機会を与えなければならない。フィンランドの基本理念として、学校に行くことが義務ではなく、学ぶ行為そのものが義務という考え方である。そのため、親は子どもが学習することを管理し、学習する環境を整える義務がある。併せて、自治体に対も学習環境を整える義務がある。

子どもの家庭環境や、日常生活上の悩みや問題点などについて、いろいろと相談にのったり、関係機関へ調整したり、家庭との連絡をとったりなどの役割を行う職の者がおり、学校に常駐している。

5. スウェーデン

基礎学校、又は特別学校かの選択である。保護者および本人の意見が尊重された上で、決定は地方教育委員会が行う。

学校は市立保育、幼稚園、基礎学校、卒後センター、青少年センターなどは一つの教育委員会に係る同一の組織であることが多いため、一人の子どもの全体を把握することを可能にする。特別ニーズの同定は学校、教師、教育委員会の責任にある。措置に不服がある場合、保護者は教育上訴委員会へ、その旨を申し立てる(教育法1985、第3章第5条)。

国の基本方針は統合教育である。学習障害(認知・知的障害を意味する広い概念)の特別学校および聴覚障害の特別学校の在籍率は全就学児童生徒の約1%(2002 - 203)である。

6. オーストラリア

初等教育、中等教育の段階では、通常学校内に、特殊学級と特別施設(ユニット)があり、その他に特殊学校が設置されている。国レベルでは、毎年「教育のための障害基準」を示している。これは、「Disability Discrimination Act1992」に基づいて作成される教育機関における障害のある児童生徒等への対応基準であり、法律に抵触しないように定められている基準である。

教育機関の管轄は州政府にあり、州毎に具体的な対応は若干異なっている。就学の手続きについて、クイーンズランド州を例にとると、①個々のニーズに応じて、児童生徒の家から最も近い地域にある特殊教育プログラムとサービスを決定するために、保護者、校長、障害に関する知識をもつ教員等を含めたプログラムグループを設置する。②プログラムやサービスの概要が検討され、理由を記して保護者に入学先を提案する。③保護者は提案された内容について教育サービス事務長等へ提案に反対か賛成かを知らせる。④反対の時には、保護者から希望が伝えられ、保護者が望む地域の教育サービス管理者に入学の受け入れについて提案する。⑤全ての利用できる情報を協議した後、保護者によって申し入れのあった入学先が決定される。

クイーンズランド州の1997年のデータによると、知的障害の場合、通常の学級が36%、特殊学級が5%、特殊教育ユニットが23%、特殊学校が30%であり、通常の学級で教育を受ける児童生徒が約3分の2を占めている。

7. ニュージーランド

1989年の教育改革により特別な教育的ニーズのある児童生徒も等しく公立学校に学籍を置き、教育を受ける権利を持つようになった。特別な教育のサービスの必要性については、学級担任、学校スタッフ、関連機関の専門家などによって判断される。学校選択は保護者や本人の希望が優先されるが、教育省が決定する。通常の学校、特殊学級、通常の学校内の通級教室、通常の学校内に設置された特殊学校の分教室（サテライト）が用意されている。就学事務は、国の中央教育事務所及び地域の教育事務所が所管している。対象となる児童生徒の約70%が通常学校、30%が特殊学校を基盤として学んでいる。

ニーズの高い児童生徒の場合は、ORRSという支援サービスの資源が用意されている。これは全国の児童生徒数の1%でその教育費と費用が充てられる。この資源は児童生徒本人に配分され、生徒の教育の場の変更に伴って資源もその変更先の学校についていく。このほかに中度のニーズを有する児童生徒のための特別教育基金（SEG）があり、教員と資金が用意されている。

V. 障害のある子どもの就学に関する考察

この研究では、我が国における障害のある子どもの就学手続きに関する議論に資するため、主要国の制度や取組について整理してきた。ここでは、今後の我が国の障害のある子どもの就学の在り方について検討する。主要国の動向から、以下のような点が今後の検討課題となると考えられる。

なお、平成17年12月8日に提出された中央教育審議会による「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」の「第6章の関連する諸課題について」で、「2. 障害のある児童生徒の就学の在り方について」が取り上げられている。今後引き続き検討を行う必要のある観点として、①就学指導に際して、児童生徒の教育的ニーズの的確な把握及び反映の一層の充実、②就学後における児童生徒の教育的にニーズの的確な把握及び反映の一層の充実、③就学指導についての的確な説明及び情報提供の一層の充実、が指摘されている。

1. 特別な教育の形態について

子どもの特別な教育的ニーズに対応する特別学校や特別学級を必要とするか否かがある。イタリアは、制度的に公立の特別学校を設置していないが、多くの国々で特別学校や特別学級が存在していた。専門性が高く、重複障害や自閉症など特異的な特別なニーズに応じる特別学級や特別学級は、それらの子どもが適切な教育を上で必要であろう。

また、それらの学校等が地域の小・中学校を支援する方向が展開しつつあり、さらにその存在は意義あるものになるう。

その際に、特別学校等を小・中学校とは異なるものとして「特別の又は代替的な」とするのでなく、同じ学校教育であり、一般教育であり、その上で追加的に特異なニーズに応じる教育とすることが大切であろう。

2. ニーズの把握とそれに応じた教育

多くの国で、教育、医学、福祉関係者等により構成される委員会等において就学先の検討が行われていた。イギリスにおいては「判定書」（Statement）が、アメリカにおいてはI E P等が公的な書類として活用されていた。

この点については、我が国においては、個別の支援計画の取組とのつながりが大きな課題となる。乳幼児期からの個別の支援計画を基にした相談体制が整備されることで、就学前の早い段階からの特別なニーズの把握が可能となるう。また、早い段階から就学についての検討が可能となる。このように就学前の個別の支援計画において、就学先の決定にどのように対応するかを検討する必要がある。

また、就学指導委員会の機能として、①子どもの教育的ニーズの的確な把握、②そのニーズに対応するための必要な教育的手だて、③就学可能性のある学校や学級の教育的な対応の把握、④追加的に必要になる手だて検討、⑤これらのことに関する子どもや保護者への説明と情報提供が考えられる。

就学指導は、就学する学校を決定するだけのものではなく、子どもの教育的ニーズを把握し、それに応じる教育をどのように実現していくかを検討することが重要となる。

さらに、保護者への対応として、就学前の早い段階から、①就学先の検討の手続き、②可能性のある学校や学級の情報、③子どもの教育的ニーズの把握状況等について情報提供し、就学指導委員会としての説明責任を検討する必要があるう。

3. 判断基準と決定主体

就学先を判断する際に参考となる基準については、フランスや韓国等においてあるが、イギリス、アメリカ等においては明確な判断基準は存在しない。就学指導委員会の機能として、子どもの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに対応するための必要な教育的手だて、それが可能な学校を検討することを考えると、子どもの教育的ニーズの程度のみで、適切な学校が決まるわけではない。それぞれの子どもが生活する地域特性や利用可能な学校等は異なるわけであり、国として一律に基準があっても、その運用は多様にならざるを得ないし、弾力的にならざるを得ない

のが実情であろう。

また、就学先の決定主体については、イタリアを除く各国においては、就学先を最終的に決定するのは地方教育当局となっていた。「国連障害者の権利条約」においても議論されている点であり、選択の権利が保護者にあるか否かの議論である。

教育制度的には、就学先の最終決定は地方教育当局の権限であり、その過程で子どもや保護者の希望、意見や自己決定権をどのように重視するかの問題であろう。

この学校選択権については、通常教育でも話題となっていて、そこでは学校教育の「公教育としての公共性・共同性」をどう考えるのか、それを前提として、消費者としての保護者の主権か、公教育としての国民（住民）主権の原理なのかという議論がある。障害のある子どもの場合においてもこの構造が異なることはないであろう。

4. 本人・保護者の意見の尊重

本人又は保護者の希望については、各国とも、保護者の意向の把握と反映について何らかの位置づけがなされていた。例えば、イギリスでは、判定書（Statement）を作成する際には、本人又は保護者の意見が尊重された。また、判定書の案と学校のリストが保護者に郵送され、保護者が希望する学校を表明することとされていた。

障害のある子どもの教育に関する基本的な情報や就学の手続きについて、地方教育当局が保護者等に対して、どのように情報提供するか、また制度的にどのように位置づけるか検討することが必要である。

また、子どもの障害の状況や教育的ニーズ、また提供することが可能な教育内容等について、保護者に説明することに努めるだけでなく、制度的にどのような確実なものとするかが課題であろう。

一方で、保護者の選択や意見が必ずしも子どもの適切な教育と一致するわけではなく、それらを尊重しつつ、教育の専門家として適切な就学先や適切な教育内容を示すことは重要な役割である。そして、お互いに話し合いを重ねることが大切であろう。

地方教育当局の判断について、保護者が反対意見を述べる機会は確保される必要がある。このような不服申立について、イギリス、フランス及びアメリカにおいては専門の判定機関が存在していた。地方教育当局や保護者でない第三者機関の判断についても検討する必要がある。

5. 就学時だけでなく、適切な教育か否かの評価と転学

就学した後の転学等については情報整理の項目にはなかったが重要な課題である。就学先の見直しについては、イギリスやアメリカにおいては、「判定書」（Statement）

やIEP（個別教育計画）が毎年見直されるので、その際に検討されている。

このように就学した学校での教育が、子どもの教育ニーズに応じているか否か、他に適切な学校はないかについて、就学先の決定だけでなく、継続的に評価し検討することが大切である。適切な教育により、発達や学習が改善すれば、教育的ニーズも変化し、できる限り地域の小・中学校に転学することを検討することが必要であろう。

6. 増加する特別学校や特別学級への就学への対応

平成16年における我が国の義務教育段階の児童生徒の就学状況をみると、盲・聾・養護学校在学者の割合が0.48%、特殊学級在籍者の割合が0.83%、通級による指導の児童生徒の割合が0.33%で、特殊教育を受けている割合が1.64%となっている。平成13年ではそれぞれ0.44%、0.68%、0.26%、1.39%であった。この数年で特殊教育を受ける児童生徒の割合が増加している。特に特殊学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加し、わずかであるが、盲・聾・養護学校在学者も増加している。特にその傾向は、知的障害養護学校において顕著である。この傾向はLD等の支援が充実する中で、今後とも継続することが推測される。

この傾向については、ノーマライゼーションの理念や地域の小・中学校での教育を重視する近年の流れとは反対の方向であろう。これについて、保護者が子どもの教育的ニーズを理解して、適切な学校を選択する傾向が強くなったことが要因のひとつと考えられる。しかしながら、一方で子どもの教育的ニーズに応じた教育を地域の小・中学校で提供できない状況にある、状況になりつつあるとも推測される。

障害のある児童生徒の就学については、個々の教育的ニーズに応じた指導が提供されるように小・中学校における支援体制が充実することが重要であり、そのために小・中学校における障害の理解とその受け入れが重要な課題となる。

VI おわりに

平成17年12月8日の第53回中央教育審議会総会で、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が審議、了承され、これを受けて文部科学省は、通常国会で学校教育法等の関係する法律の改正を目指している。この改正に伴い、特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改める予定とされている。

このような特別支援教育の制度の在り方を検討するとともに、その制度を運用していく就学指導の在り方も根本

から見直す時期でもあろう。我が国は、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の社会参加・参画に向けた総合的な施策を展開している。この中で、この就学指導の在り方を検討することは、重要な政策課題であろう。

付記：

この研究は、平成16年度国立特殊教育総合研究所国際比較研究対応チームの協力を得て、企画部国際比較担当の徳永豊がまとめた。なお、この研究の一部について、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会（第20回）において資料提供した。

謝辞：

国際比較研究対応チームの協力を感謝申し上げます。特に、藤本裕人氏・新井千賀子氏・渡邊章氏、横尾俊氏・金子健氏・當島茂登氏・石川政孝氏・篁倫子氏・齊藤宇開氏・大杉成喜氏には各国のチームリーダーとして情報をまとめていただきました。なお、オーストラリア、ニュージーランドについては、大内進氏と佐藤克敏氏からの情報を提供いただきました。ここに協力をいただいた方々に記して感謝を申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 国立特殊教育総合研究所 (2002) 主要国の特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究科学研究費補助金(特別研究促進費(2))研究成果報告書国立特殊教育総合研究所
- 2) 国立特殊教育総合研究所 (1994) 就学指導に関する調査報告書. 平成5年度心身障害児の教育指導の改善に関する調査普及事業. 国立特殊教育総合研究所
- 3) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2002) 就学指導資料 文部科学省
- 4) OECD(1995) Integrating students with special needs into mainstream schools
- 5) OECD(2004) Equity in Education: Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages .

イギリス

- 1) Department for Education and Skill (2001) Special Educational Needs; Code of Practice. London, HMSO.
- 2) Department for Education and Skill (2004) Statistical First Release; Special Educational Needs in England January 2004.
<http://www.dfes.gov.uk/rsgateway/DB/SFR/s000537/index.shtml>
- 3) Department for Education (1996) Education Act.

London: HMSO.

- 4) The Advisory Centre for Education (2002) Special Education Handbook –The law on children with special educational needs, 9th ed.. The Advisory Centre for Education, London.
- 5) TeacherNet、<http://www.teachernet.gov.uk/wholeschool/sen/>

ドイツ

- 1) Schor, B.J. (2002) Mobile Sonderpaedagogische Dienste – Ein Integrationsmodell mit ZukunftAuerVerlag Muenchen.
- 2) 文部大臣会議議決 (1972) 特殊学校制度法に対する勧告
- 3) 當島茂登 (2002) ドイツ (NRW州及びBayern州) における特殊教育の動向、国立特殊教育総合研究所報告書、世界の特殊教育 17、23-28

フランス

- 1) European Agency for Development in Special Needs Education: Special Education across Europe in 2003.
<http://european-agency.org/site/info/publications/agency/ereports/06.html>, 2003.
- 2) European Agency for Development in Special Needs Education: General information, France.
http://european-agency.org/site/national_pages/france/general.html,2005.
- 3) Mége-Courteix, M. & Lesan-Delabarre, J. : Intégration, scolarisation, accueil des jeunes handicapés ou en grande difficulté en France memento pratique. éditions du Centre national de Suresnes, 1998.
- 4) Ministère de l'Éducation Nationale, de la Recherche et de la Technologie, France : La scolarisation des jeunes handicapés Handiscol.
<http://www.education.gouv.fr/handiscol/default.htm>, 2005. (ここに、関係法令も掲載されている)

イタリア

- 1) G. L. I. P. -Provveditorato agli studi di Bologna (1998) Insieme! Guida all' Integrazione Scolastica: "Gli Accordi di Programma"
- 2) Provincia di Modena (2001) Accordo di Programma Provinciale per' Integrazione Scolastica di Allievi in Situazione di Handicap nelle Scuole di Ogni Ordine Grado, Regione Emilia Romagna Bollettino Ufficiale.
- 3) A.Esposito (2001) La normative sulla integrazione

degli handicappati nella scuola, Edizioni del Cerro.

4) Ministero dell' Istruzione, dell' Universite della Ricerca Servizio perl' Automazione Informatica e l' innovazione Tecnologica EDS Italia S.p.A-Servizio di Consulenza all' Attivita Programmatoria (2003) L' handicape1 'integrazione nella scuola www.istruzione.it
なお、上記4点の日本語訳は、次に集録されている。

5) 石川政孝・笹本健・大内進・武田鉄郎(2005) イタリアのインクルーシブ教育における教師の資質と専門性に関する調査研究 平成14～16年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2) (海外) 研究成果報告書 独立行政法人国立特殊教育総合研究所

アメリカ

- 1) The National Center for Education Statistics (NCES), <http://nces.ed.gov/>
- 2) The Office of Special Educational and Rehabilitative Services(OSERS) <http://www.ed.gov/about/offices/list/osers/index.html>

大韓民国

- 1) 韓国特殊教育院 (KISE) <http://www.kise.go.kr>
- 2) 韓国教育人的資源部 (文部科学省-公的) <http://www.moe.go.kr/>
- 3) アイソリ・ネット (パラダイス福祉財団-民間:保護者・本人向け) <http://isori.net/>

フィンランド

- 1) Ministry of Education (1999) Education in Finland, Basic Education. ISBN 952-13-0586X
- 2) National Board of Education (2004) Education in Finland. ISBN 952-13-1922-4
- 3) Finnish National Board of Education. <http://www.oph.fi/english/frontpage.asp?path=447>
- 4) Eurybase the Information Database on Education System in Europe, Finland, Special Educational Support. http://www.eurydice.org/Eurybase/frameset_eurybase.html

html

スウェーデン

- 1) Ministry of Education, Research and Culture. <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2063>
- 2) Swedish National Agency for Education (2006) The Swedish School System. <http://www.skolverket.se/sb/d/374/a/1206>
- 3) Swedish National Agency for Education (2006) Special education and special schools <http://www.skolverket.se/sb/d/374/a/1223>

オーストラリア

- 1) The State of Education(Department of Education and the Arts)(2000) The provision of special education programs and services to students with disabilities. <http://education.qld.gov.au/curriculum/learning/students/disabilities/policy/policy.html>
- 2) Department of Education, Science and Training (2005) Disability Standards for Education 2005. http://www.dest.gov.au/sectors/school_education/publications_resources/profiles/disability_standards_education.htm
- 3) 斎藤宇開・徳永豊・小塩允護 (2003) オーストラリアクイーンズランド州における障害のある人の生涯学習. 平成14年度「生涯学習施策に関する調査研究」報告書障害のある人の生涯学習に関する調査研究、71-81.

ニュージーランド

- 1) Ministry of Education. <http://www.minedu.govt.nz/>
- 2) Ministry of Education, Special Education. <http://www.minedu.govt.nz/index.cfm?layout=index&indexid=6871&indexparentid=210>
- 3) The Office for Disability Issues, the NZ Disability Strategy, <http://www.odi.govt.nz/nzds/>

International Comparative Study on Assessment and Involvement of Parents to decide Educational Placement for Children with Disabilities

- Consideration of Comprehensive and Integral International Convention on Protection and Promotion of the Rights and Dignity of Persons with Disabilities-

**International Comparison, Department for Policy and Planning, NISE
Teams for Study on International Comparison of Special Education, NISE**

The Ad Hoc Committee on a Comprehensive and Integral International Convention on Protection and Promotion of the Rights and Dignity of Persons with Disabilities have held its meetings at the United Nations Headquarters and discussed continuously on the rights of person with disabilities in these years. The purpose of this paper was to examine the process of school placement and the rights of parents and children to decide educational placement for children with disabilities. Teams for Study on International Comparison of Special Education, NISE collected data and information about the process of school placement for children with disabilities in Japan, England, Germany, France, Italy, United States of America, Republic of Korea, Finland, Sweden, Australia, New Zealand. The summary of this comparative study and case studies in some countries were discussed. This result suggested some discussion points in future to improve the process of school placement in Japan.